

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第3回）

- 1 日時 令和6年6月21日（金）15時00分～16時04分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
 - (1) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）
大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、野口 貴公美、藤井 威生、森 亮二（主査）（以上5名）
 - (2) オブザーバー
警察庁刑事局捜査支援分析管理官
 - (3) 総務省
木村 公彦（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）
 - (4) 事務局
平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）
- 4 議題
 - (1) 論点整理（案）
 - (2) その他

【森主査】 それでは、始めさせていただきます。本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。定刻になりましたので、ただいまから電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

本日、御都合により相田構成員、石井構成員、星構成員は御欠席と伺っております。また、大谷構成員、藤井構成員は、終了の時間次第では途中退席される可能性があるとも伺っております。

まず、事務局から開催上の注意事項等について御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず事務局より、ウェブ会議における開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみで傍聴とさせていただきます。事務局において、傍

聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては記録のため、録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名させていただく方式で進めさせていただきます。発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合があるようでしたら、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡いただければ対応いたします。

注意事項は以上となります。

続いて、配付資料の確認となります。本日の資料は議事次第、資料3-1の計2点となっております。

事務局からは以上となります。

【森主査】 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、本日は第1回、第2回の議論に基づく論点整理となっております。事務局から資料に基づいて御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。資料3-1に基づきまして説明させていただきます。電気通信番号の犯罪利用対策に関しまして、先ほど森主査からお話いただきましたが、第1回、第2回の議論に基づく論点整理とさせていただきます。

めぐりまして1ページ目でございます。今回のワーキングの議論ですが、情報通信審議会電気通信番号政策委員会におきまして諮問された事項、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、3番目の検討課題、電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討といたしまして実施させていただいているものでございます。

めぐりまして2ページ目でございます。ワーキング資料の再掲となりますけれども、今回のワーキングに対する背景でございます。簡単に説明させていただきますが、特殊詐欺等の電気通信番号を悪用した犯罪は従来から存在しており、深刻な状況が続いているところでございます。なお、特殊詐欺に悪用される電話サービスというものは、これまで何度も移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されるの繰り返し

であるところでございます。

また、めぐりまして3ページ目ですが、最近では総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が詐欺ほう助の罪で逮捕、起訴され、判決に至った例も存在しているところでございまして、これらを踏まえまして電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策について検討を行う必要があるところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。本ワーキンググループの目的、検討項目及び構成員等についてまとめさせていただいております。

5ページ目からがこれまでのワーキングにおける議論について記載させていただいているところでございまして、まずは現行制度の確認を実施していただいたというところでまとめさせていただいております。まず、現行制度の概要でございますけれども、電気通信番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございます。

電気通信番号使用計画の認定の審査におきましては、欠格事由の該当性及び認定基準への適合性を確認させていただいております。欠格事由に関しましては今、表示させているとおりでございます1から4、4つの項目がございます。また、認定基準に関しましては、電気通信番号の使用の必要性、公正性、効率性の観点から規定させていただいているところでございます。

その他、認定の事業者に関しましては、先ほども申しましたが特殊詐欺に関与して逮捕、起訴され、判決に至った事業者というのもございます。しかしながら、この場合でも現行制度上に関しましては欠格事由に該当しないことから、認定の取消しを含め、電気通信事業法の対応が行われていないところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。こちらは、これまで実施させていただきました関係者ヒアリングの内容について記載させていただいているところでございます。まず、電気通信番号を利用した犯罪の現状というところで、WGのオブザーバであります警察庁さんからプレゼンテーションをいただきました。その中では利用番号の停止は対症療法であり、事業者だけの取組には限界があることから、制度上の対応が必要である。認定の取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。また、他人の名義を使用するなどして短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に大量の番号が販売されないような仕組みについても望まれる。番号提供の際に本人確認、当人確認を行う仕組み、あるいは番号販売時における使用計画の認定を受けていることの確認などをより厳格に行える仕組

みを導入することが有効ではないかという御意見を頂いているところでございます。

また、事業者における電気通信番号の犯罪利用対策としまして、事業者各社さんと事業者団体さんからヒアリングを実施させていただきました。ヒアリングの内容ですけれども、まず一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）様から頂いた内容についてです。JUSA様におきましては総務省、警察庁、TCAと連携し、番号利用停止等スキームを運用されており、また、電気通信番号を利用する不適正な事業者、サービスに関する申告窓口を設置しています。最新の法令を周知して市場の健全化を目指すため、電気通信事業者を対象としたセミナーを複数回実施していただいております。また最近では総務省と連携のもと、TCA、JAIPA等と連携して事業者による自主的な評価制度を構築中でございます。この本評価制度におきましては優良な事業者について評価し、これによって適正な事業者同士の卸提供契約の実現と利用者が契約先事業者を選定する際の指標として活用されることを期待しているところでございます。

続きまして、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）様でございます。、TCA様におかれましては番号利用停止等スキームを着実に実施していただけたところの報告を頂いたところでございます。

続きまして、9ページ目でございます。こちらに関しましては構成員限りの資料とさせていただきますので、構成員の皆様方には事前に送付させていただきました資料を御確認いただければと思います。こちら、事業者における取組というところで、各事業者から電気通信番号の犯罪利用対策として実施している主な取組についてヒアリングを実施させていただきました。その上で実施内容に関しましてヒアリングの内容ほか、事務局にて追加で確認させていただいた内容に基づきまして、事業者からの回答を踏まえた全体像というところを、表にまとめさせていただいているところでございます。

お手元の資料を御確認いただければと思いますけれども、各事業者さんで実施している取組内容に関しましては、かなりばらつきがあるところでございます。また、資料の中でかなり履行について記載させていただいているところでございますけれども、その粒度は様々でして、実際どの程度の内容及び粒度で実施されているのかというところは、今後改めて追加で事業者さんに確認させていただく必要があるのかなというところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。こちらに関しましては、構成員である河村構成員から消費者団体である主婦連合会としての意見についてプレゼンテーションいただいたものについてまとめさせていただきました。プレゼンテーションの概要については次の

とおりです。電話サービスの詐欺利用に関しましては、これまで対策が行われてきたが、現状、問題解決には至っていないことから制度整備が必要である。また、総務省は電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公開しているが、その中には特殊詐欺に関与し、逮捕、起訴、有罪となった事業者が存在しているので、それは問題である。また、認定を迅速に取り消し、かつ、再認定が容易に行われぬような制度を整備することが必要であるというご意見をいただいております。

また、番号の不適正利用のおそれが疑われる業者については認定を行わないための仕組みが必要であり、事業者は卸提供を含めて、番号の提供を行う際には番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないかといった御意見も頂きました。

続きまして11ページ目でございますけれども、こちらは、これまでのワーキングにおいて構成員の皆様から頂いた御意見をまとめさせていただいているところでございます。まず、現行制度の課題に関する御意見でございます。番号使用計画の認定基準については犯罪利用に関するものが入っていない。犯罪に関わったことによる法律上の担保がないという御意見を頂きました。

また逮捕、起訴され、判決に至った認定事業者が現在も認定を受けているのは問題。

現在の番号制度では、特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。

現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用の観点からのみ規定されているが、この点を見直して番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められるのではないかと御意見を頂いているところでございます。

続きまして12ページ目というところで、電気通信番号制度の見直しの方向性の総論に関する御意見でございます。こちらに関しましては電気通信事業法の中で行政法的な手だてを考えていく議論が必要である。電気通信事業法を見直して、必要な制度をインストールする方向が適当であると御意見頂いております。

また、同じく電気通信事業法の中で担保が必要ではないかという意見も頂いているところでございますけれども、この中で番号の使用状況報告と、そういったところを行っていない事業者の全てが悪質な事業者であるとは言えないところもございまして、そちらについては考慮に入れる必要があるのではないかと御意見も頂いております。

また、番号制度の見直しを行った上で、JUSAが構築しようとしている事業者評価制

度等と協力していくやり方もあるのではないかといたした御意見も頂いているところでございます。

続きまして、13ページ目でございます。こちら、電気通信番号制度の見直しの方向性の各論に関する御意見でございます。まず認定基準、欠格事由に関する御意見でございますが、犯罪利用に関する認定基準や欠格事由を設けるのが一つの方法としては考えられるのではないかといたしたところをいただいております。

また、認定の取消しに関する御意見でございますけれども、特殊詐欺に関与した事業者が起訴され、判決が出るまでには相当な時間が必要となる。そのため、どのような対策を講じることが有効か、考える必要があるのではないかと御意見頂いております。

また、短命覚悟で犯罪利用する事業者に対しては、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効ではないかといった御意見も頂いているところでございます。

また、番号の提供を行うに際し、事業者に求める対応に関する御意見でございますけれども、まず、番号の犯罪利用対策が必要であるという御意見頂いておりますが、そのほか、事業者及びその卸元事業者に対し、提供した番号を犯罪に利用させたことの責任を負わせることもあり得るのではないかといたしたところをいただいております。番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるよう、制度上の措置が必要ではないかといったような御意見頂いているところでございます。

他方で、制度整備に当たっては、事業者が対応可能で一定の効果が得られる制度とする必要があるといった御意見も頂いているところでございます。

続きまして、14ページ目でございます。こちらに関しましては、ワーキングにおきまして事業者から頂いた御意見をまとめさせていただいているところでございます。まず、番号の卸契約時における提供先事業者の適正性の判断に関する御意見でございますけれども、こちらに関しては提供先事業者が怪しいかどうかをあらかじめ判断することは困難であるという、そういった御意見を頂いております。

また、犯罪利用対策の義務づけに関する御意見でございますけれども、こちら事業者から、具体的にはどのような対策が義務づけられるかが明確でないとコメントできないという御意見、また、過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討してほしいといった御意見を頂いております。

続きまして15ページ目でございますけれども、これらのヒアリングですとか構成員の皆様からの御意見を踏まえて、今後の検討の方向性について記載させていただいていると

ところでございます。まず、制度の見直しに関して総論的なところでございますけれども、電気通信番号は有限希少な資源であると同時に、通話サービスだけではなくSMS等の多様なサービスに利用されている。これらサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は重要なインフラを構成するものであると言える。このため電気通信番号が特殊詐欺等の犯罪に使用されている状況を看過することは、国民が安心して電話サービスを利用することができなくなるおそれがあり、ひいては円滑な社会経済活動に支障を生じるおそれがある。また、犯罪に使用された電気通信番号は一定の期間、使用されないケースも多く、電気通信番号の有限資源性、電気通信番号の適正な管理という観点から問題であるとさせていただいております。

このため、電気通信事業法の下にある電気通信番号制度の見直しを行うことによって、電気通信番号の特殊詐欺等への使用を排除する対策を講じていくことが適当ではないかとさせていただいております。

また、制度上の措置だけではなく、例えばJUSAが中心となって構築を検討している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことも有効ではないかというところを記載させていただいているところでございます。

続きまして16ページ目でございますが、15ページ目の冒頭で紹介させていただきました電気通信番号の有限資源性について御説明させていただいている資料でございます。こちら、簡単に御説明させていただきますが、電気通信番号に関しましてはITU、国際電気通信連合が定める具体的なルールにより桁数等の制約が設けられてございます。そのため、今のページの真ん中ぐらに表示させていただいておりますけれども、ITUが定める番号体系といたしまして、固定電話番号に関しては、国内番号は日本は最大14桁となっておりますので、先頭の国内への通話を示すプレフィックス番号を除きますと13桁でございます。このため13桁が番号の最大桁数となりますので、こちらは有限希少な資源であるところを示させていただいた資料となっております。

続きまして、検討の方向性（案）というところで制度の見直しについての各論についてまとめさせていただいております。制度の見直しに当たっては、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点から以下の検討が必要かとさせていただいております。まず、欠格事由、認定基準、認定の取消事由、この3つについてまとめさせていただいております。まず、欠格事由でございますけれども、現行制度におきましては総務大臣の認定に係る主な欠格事由としては3つございまして、電気通信事業法、有線電気通信法及び電

波法違反による刑の執行から2年経過しない者、2つ目、登録の取消しを受けてから2年を経過しないもの、3つ目、①、②に役員が該当した場合といったところが規定されてございます。

また、欠格事由におきましては認定申請があった場合の要件でありまして、これに該当する者は認定を受けることができないため、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点からは欠格事由の追加が考えられないか。この場合、どのようなケースを追加することが適当と考えるかとさせていただいてございます。

続きまして認定基準でございますけれども、現行の認定基準に関しましては、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規制されてございます。この認定基準に関しましては認定申請があった場合の要件でございます。これに合致しないものは認定を受けることができないため、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点から、この認定基準の見直しを考えられないか、この場合、どのような基準の追加が考えられるかというところを記載させていただいてございます。

また、認定の取消事由でございますけれども、現行の認定の取消事由に関しましては電気通信事業法に違反した場合で公共の利益を阻害すると認めるとき、不正の手段、こちらに関しましては虚偽の報告ですとか恐喝と、そういったところですね。そういったような手段によって認定を受けたと。また3つ目、欠格事由に該当するに至ったとき、④適合命令に違反したときというところの4つが規定されてございます。

認定の取消しをすることによりまして、特殊詐欺等の犯罪に関与した認定事業者から事後的に電気通信番号の使用を排除することが可能となるため、認定の取消事由に関しては追加が考えられる。しかし、この認定の取消事由には欠格事由への該当性が含まれておりまして、まず、欠格事由の見直しによる検討を行うことが合理的かとさせていただいてるところでございます。

最後でございますけれども、制度改正を行った場合に関しましては事業者の遵守状況についてもフォローする必要があると思っておりますので、そちらに関してフォローする必要があるのではないかとさせていただいてございます。

また、現在年1回、電気通信番号の使用状況の報告というものを総務省では求めてございますけれども、それによって確認することも考えられれば現在、求めている報告内容で十分かどうか、十分でない場合にはどのような内容について報告を求めることが必要かと記載させていただいているところでございます。

続きまして、18ページ目です。こちらに関しては制度の見直しについての各論でございまして、事業者における取組についてまとめさせていただいております。電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除するべく、電気通信番号を利用する事業者に対し、卸提供を含めた番号提供の際に措置を講じるよう求めることが適当か。

具体的には、番号提供先の電気通信番号使用計画の認定の有無の確認の実施、本人確認の実施、電気通信事業者としての事業実績に応じた提供番号数の制限等が考えられる。

仮に上記の措置を義務づける場合には、番号の使用状況報告を行っていない事業者であっても、その全てが番号を特殊詐欺等の犯罪に使用する事業者とは言えないことを十分考慮する必要があるか。

事業者を求める措置については、事業者の実行可能性を考慮して検討することが適当ではないか。

また、具体的な措置の内容については、犯罪収益移転防止法のマネーロンダリング対策などの取組を参考としつつ、過度な規制とならないよう電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用の排除という観点から効果があるかについても検討するべきではないか。

事業者の取組についてヒアリングを踏まえ、さらに内容を精査した上で検討を進めることが適当ではないか。

JUSAが中心となって構築を検討している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことが有効ではないかとまとめさせていただいているところでございます。

以降、19ページ目に関しましては、これまでに説明させていただいた内容、電気通信番号制度の概要ですとか、あとは参照条文、番号制度に関係する条文についてまとめさせていただいているところとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

【森主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。

私から1点、前回の構成員からの御意見の概要のところでお尋ねしたいところがありまして、12ページですかね。ありがとうございます。これの下から2番目について、番号の使用状況報告を行っていない事業者の全てが悪質な事業者とは言えないことも考慮に入れる必要があるんじゃないかという御意見が、これは藤井先生から頂いたのではなかったかと思うんですが、そのときにお尋ねすればよかったんですけども、この御趣旨を教え

ていただいてもよろしいでしょうか。

【藤井構成員】 藤井でございます。私が明確に言ったかどうか、覚えてないところもあるんですが、使用状況報告、毎年出しているのを単に忘れている事業者であったりとかがあるんじゃないかというところを少し懸念したところでして、今、どのくらい出てないのかというところのデータとかを私自身はしっかり把握してないんですが、全部が悪質な事業者とは言えないんじゃないかというところはその辺りのところです。

逆に、ただ使用状況報告、出さなきゃいけないを出してないところなので、そういう意味では義務を果たしてないところでペナルティがあってもしょうがないところはあるかもしれないですが、その辺りは、行うとしたらこれを出してもらおう努力をしたけど出てなかったとか、ある程度の配慮は必要なのかなと思った次第です。

以上でございます。

【森主査】 なるほど、ありがとうございます。そうしますと、使用状況報告が過度な負担になるようなものはあまりよくないというような、そういう御趣旨ですか。

【藤井構成員】 そうですね、はい。単にそれ、または出してないという、報告が出てないのが単に期限に遅れたとか、そういうところでいきなり全部停止という形にならないほうがいいのかなどという感じを受けました。

【森主査】 なるほど。いきなり全部停止というのは強いのではないかという。

【藤井構成員】 はい。多分、実態がどのくらい報告出てなくて、逆に出てないところがどのくらい悪質なことをやっているのかというところは私自身把握してないので、その辺り、総務省さんでもし何かのデータがあれば教えていただけるといいかなと思いました。

【森主査】 なるほど、ありがとうございます。そうですね。もしかすると使用状況報告と悪質利用があまりリンクしてないのではないかという、そういう御指摘だったかもしれませんが、事務局で何かこれについて使用状況報告、どれくらい出てないかとか、何か把握されていることってありますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。使用状況報告のどの程度、出てないかという、そういうところについては、データは事務局では持ち合わせていないところではございますけれども、最近では特に卸元事業者さんから、卸先事業者さんですね。そちらの皆様にも呼びかけを行っていただいておりますし、総務省からも年1回、使用状況報告を出してくださいというところはお願ひしているところでございますので、数年前に比べますとかなり使用状況報告は頂けているような、そういったような状況になって

ございます。

【森主査】 なるほど、ありがとうございます。逆に、立件されているような事業者は使用状況報告をしてないという、そういう理解でいいんですかね。

【中田番号企画室課長補佐】 そうですね。こちらに関しては、立件されたような事業者が必ずしも出していないかと言われると、出している場合もあったりというところがございます。毎年度必ず出しているわけではなかったところではありますけれども、出していないときもあれば出しているときもある、そういったような状況です。

【森主査】 なるほど、ありがとうございます。分かりました。若干、そうしますとかみ合っていない部分もあるのかもしれないという、そういうインプリなのかなと思いました。藤井先生、ありがとうございました。

【藤井構成員】 ありがとうございます。何か、これがうまく使えるといいかなという気はしていますが、せつかく総務省とのリンクになっているので、ここで検知できる一つの手法としてならないかなという感じはしていますが、そこをうまくリンクし切れてないところになると、ここでうまくやるよりは、ほかの番号卸の会社の確認とか、その辺りのところの強化のほうが効果があるのかもしれないなと思ったところです。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、すいません。お待たせいたしました。野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 本日も参加をさせていただいてありがとうございました。御質問をさせていただき内容を考える前提になるかと思うのですが、今日お示しいただいている資料の中にある、今後の検討の方向性（案）というものについて意見を言えばいいのかなと思うのですが、今日の議論が今後の議論、我々のワーキングの議論がどういう大まかなスケジュールで進んでいくのか、何回ぐらい議論ができるのかとか、今日の議論で方向性を決めてこの後、多分ワーキングの議論を進めるという、そういう今、タームだと思うのですが、そこを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

まとめると、今後のワーキングの残りの議論の中で今日の議論がどういうふうに位置づけられるのかというところです。よろしく申し上げます。

【森主査】 ありがとうございます。では、スケジュールにつきまして審議会のことなんかもあると思いますので、事務局から御説明お願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御質問いただいた今後のスケジュー

ール等の件ですけれども、今後ワーキングを7月から7、8、9月ぐらい、9月までの間に何度か開催させていただきまして、その後、情報通信審議会に報告させていただければというところがございます。ですので今、本資料で示させていただいた方向性、そちらを元に今後引き続き議論いただければ、深掘りしていただければというところがございます。

【野口構成員】 ありがとうございます。それでは、最終的には今日の資料を投影していただいた5枚目、ページでいうと4ページにある3つ議論をする、検討する内容があるという、そこですね。検討項目1、2、3とある、これに沿った形にまとめていくんですけども、議論の中身を総論と各論に分けられたという、分けて議論をしていく予定を今日提示していただいている、そういうことでよろしいですか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。そうですね。特に本日、2番目と3番目にかかるかなというところがございますけれども、今後、総論、各論について議論していただければというところがございます。

【野口構成員】 いま一つ、まだよく分かってないのは、今日の総論と各論というのがどういう軸で総論と各論とおっしゃっているのかがまだよくつかめないのですけれども、そこをお伺いさせていただきという質問をしたらいいのかなと今、思いました。よろしくお願いします。何が総論で、何が各論なんでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 まず総論に関しましてですけれども、今回の電気通信番号を使用した犯罪利用対策を行っていくに当たって、制度というところで関係するところがございますが、電気通信事業法ですとか、その下の省令、電気通信番号規則ですとか、告示である電気通信番号計画ですとか、そういったような複数のところが、また現在、存在しておりますガイドラインとか、電気通信事業法以外の法律とか、そういったところもあるかと思っておりますけれども、その中でどの規則、制度について犯罪利用対策を考えていくのが適切かというところを考えさせていただいているところが総論というところがございます。

その上で各論というところで、この制度を実際にどの制度に番号対策を入れ込んでいくかというところを詰めた上で、具体的にはどういった内容でもって対策をしていくのが適切であるかという、そういったところについて検討いただきたいところがございます。

【野口構成員】 ありがとうございます。総論というのは制度の話で、各論というのは対策とか手法とか、行政法的には手法、施策と言いますけれども、そういうようなイメージで捉えればよいということですかね。

【平松番号企画室長】 番号企画室長の平松です。お世話になります。補足させていた
だきますが先生の御理解のとおりでして、総論については電気通信事業法と、こういった
法令を軸にまず見直しをすればいいのかというようなどころをお示ししておりまして、各
論については具体的にはこういったところを見直ししていけばいいのかというような、そ
の方向性についてお示ししてございます。

その関係で言うと最初の御説明、御質問があったスケジュールの関係なんですけれども、
まず、こちらについては今までの1回目と2回目のヒアリングと御先生方からの御意見の
内容を踏まえまして、今後、細かく深掘りしていく論点ですね。そういった論点の内容を
15ページ以降、お示しさせていただいております、この論点についてよろしければ、
7月以降の残りの回数でこの論点の深掘りをして結論として出していければと思ってお
ります。

1ページ目か2ページ目、最初にスケジュールをお示ししておりますが、もともと9月
頃に答申を出していく予定で動いてございます。ですので7月、8月で、この論点につ
いての深掘りをして、9月に取りまとめをしていくようなスケジュールで考えているところ
です。

以上です。

【野口構成員】 ありがとうございます。御説明をお伺いして、お考えは理解したつも
りで、ここから今のが、すみません、理解をするために伺いましたけれども、ここか
らコメントというか意見を言わせていただけたらと思います。

総論というか、各論というか、いろいろな仕切りはあると思うのですけれども、政策に
ついて議論をするということであると何を見直すのかということと同時に誰が行う施策、
誰が責任を持って行う施策として発信していくのかということを整理して議論をしてお
かないと、実際ワークしないと思いますので、区分の仕方は今の制度と手法という区分な
のだというお話をお伺いしたと思っておりますが、もう一つには電気通信事業法でできる
こと、それ以外の制度で、または主体でやらないといけないことという、何かそういうよ
うなところも整理をしながら議論をしないと、宛先がはっきりしなくなってしまうのでは
ないかなと思いましたので、総論と各論というのがどういう仕切りで整理をされているの
かということをお伺いいたしました。

あと、細かい点で恐縮なんですけれども、電気通信事業法の計画と認定という制度につ
いては、ここは今日頂いた資料の中には出てきていない、明示的ではないかもしれないの

ですけれども、認定権者である総務大臣が認定権をきちんとしたものとして行使するには、認定をした後の対応、つまり認定を取り消すみたいな話が出ていると思いましたがけれども、それは電話番号の安全安心を守るだけではなくて、非常にニュートラルな中立的な意味において、総務大臣の認定権という制度上の担保としても、手続的に最初に認定をしたら出口できちんとその認定が、正しい認定であることを確保しないといけない行政過程の問題でもあるという、何か制度の整えの問題でもあるという、何かそういうメッセージは入ってきてもいいのかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

【森主査】 野口先生、ありがとうございました。私の理解も、先ほど事務局から御説明がありましたように、総論のところでも今、御指摘のありました電気通信事業法でやるのか、特別法でやるのかみたいなお話ですよ。この分野に携帯電話不正利用防止法がありますので、そういう特別刑法を新たに作ってというやり方もあると、星先生からそういう御指摘があったと思いますが、そうなのか、電気通信事業であるのかという話があると思いますし、あと、ソフトローとしてどんなものがあるかみたいな、そういうことも総論でやるのかなと思っておりまして、他方で各論は、電気通信事業法でやるんだったら条文をどうやって直すのかとか、そういう話なのかなと思って拝見しておりました。ありがとうございました。

それでは大谷さん、お願いいたします。

【大谷主査代理】 大谷でございます。今日は参加できる時間が限られているので、まだ生煮えの意見でございますけれども発言させていただきたいと思っております。今回いろいろ御説明いただいて電気通信番号制度の見直しの方向性の総論であるとか、各論として抽出していただいた課題であるとか御提案については、いずれも方向としては賛同できるものだと考えております。

特に今、ちょうど話題になっていた電気通信事業法での手当ての要否ということなんですけれども、かねてから議論になっていましたように、電気通信事業法の目的として電気通信サービスの利用者等の保護と、これは実際に電話番号を使う方だけではなく、その電話番号で電話を受ける方、つまり利用者の「等」の部分にも該当すると思っておりますけれども、その方の保護ということも考え合わせますと、この電気通信事業法に基づく制度の中で、ぜひこの課題に対応するための制度というのを構築しておく必要があると考えております。

また、併せて総論の部分で書いていただいていたと思っておりますけれども、有限希少な電話

番号というものについて、先ほど細かい表も含めて実際に使える番号というのは限られているんですよということですので、そのリソース管理を電気通信事業法の中でやっていることを踏まえ、この制度の中にビルトインすることがより分かりやすく、なおかつ、また実行しやすい、ワークしやすい仕組みになってくるのではないかなと考えております。

そこで少し立法技術的なことになるんですけども、特殊詐欺の被害の状況というのを聞くにつけても早急な手当が必要だとも考えられるところですが、その番号使用計画の認定に当たっては、番号計画そのものについての合致というのが求められているところですけども、その計画というのは総務省の告示で出されているということですので、告示である計画の中に認定の要件というか、特殊詐欺などに用いられない健全な使用計画であることというような要件を盛り込むことによって速やかに対応すると、法改正を待たずに対応できるような仕組みも一つの選択肢として考えていく必要があるのではないかなとも考えております。

もちろん制度全体として、欠格事由である50条の3のところ、この50条の3の欠格事由の中にも電気通信事業法関係の罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、それから執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないものということで、この法律と、それから有線電気通信法と電波法と、それからそれに類する外国の法律というのを前提にしていますけれども、刑法犯というか、特殊詐欺の、これはほう助罪も含めて、それについて有罪とされた者については、欠格事由に該当することを明示していくことが必要なのではないかなと思っております。この点については当然、法改正が必要ですので十分な準備というか、時間をかけて実施しなければいけないことになってますが、それは必要だと考えております。

ただ、この欠格事由の50条の3というところで、ほかの法律について今まで書かれてこなかったというのは、実際にほかの法律に抵触することがあっても確認がしづらい問題点があったと思うので、確認がしづらいというのをどのように補っていくのかということについては引き続き十分に議論をしなければならないとも思っております。

それから頂いた資料の中で、これは構成員限りとして示されておりますので、何というか、中身についての議論はしづらいところなんですけれども、9ページのところであったでしょうか。電気通信事業者の皆さん、それぞれの対策、私がむちゃぶりをしまして事務局に過大な御負担をかけたのではないかと心配しているんですけども、実際にここまで事業者の御努力をされていることも、映ってないですけども、実際に取りまとめている

だいて見えているところです。

ただ、ここまで十分な手当てをしていただいたとしても、それが奏功しない現実もありますので、どこの事業者から電気通信番号を受けたとしても、それが不正な目的に使われないことを担保していくために、よりもう少し緻密な精度を高めて本人確認、それから当人確認、与信審査などの実情を把握して事業者の方にとっても無理がなくというか、ある程度の負担がかかるのはやむを得ないところですけれども、実際に実用に耐え得る形で、この本人確認の精度を高めていくことのためにどのような仕組みを整えたらいいのかということについても、事業者の声をできるだけ聞き取っていく場というのをこれからもつくっていかねばいけないという感想を持ちましたので、コメントというか、感想というかになりますけれども申し上げさせていただきました。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。大谷さんの御指摘は私も誠にごもっともだと思っております、特に17ページでありました欠格事由のお話ですよね。それは追加して、犯罪等の利用があったら、それはもう欠格事由だから認定取消しとしていかないと、駄目だと思います。それが最大の問題意識として皆様がおっしゃっていたことだと思いますので、そこをやる。それは同時に認定の取消事由にもなりますし、また、新たにそういう人がもう一度って来たときにはもう1回はねることができることになります。

ですので、この欠格事由の追加とペアになっているのは本人確認で、その本人確認というのはどうしてもしていただかないといけないことになるかと思うんですけども、欠格事由がこの人、あるのか、ないのかというところで本人確認ってどうしても必須になると思いますが、本人確認に関しては前回議論がありまして、事業者の皆様と必ずしも私の認識あるいはほかの構成員の先生方との認識が違う部分があったと思います。

簡単に言うと抵抗感があると。本人確認を受けるほうについて個人情報だからということであったのですが、そうすると結構、そこは議論なのかなと思っていたんですが、今回この先ほどの9ページ、関係者限りになっているんですけども、各事業者さんの本人確認のところを拝見しますと、これは別にオープンに口頭で言っちゃってもいいと思うんですけども、全部本人確認していただいているということですのでね。仮にこれが法的義務になったとしても、あまり追加的な御負担が生じるものではないのかなとは思っております。ですので欠格事由の追加、それから本人確認というところを法制度の見直しの中心にして進めていくことは可能なのではないかと私も思いました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

【河村構成員】 河村です。チャットに意見希望と入れましたが。

【森主査】 河村さん、お願いいたします。

【河村構成員】 今回の資料のまとめ、ありがとうございます。消費者団体としては、スライド番号17のスライドに書かれていることの方角でいくということに消費者団体の希望とも合致していますし、具体的に欠格事由の追加ですとか認定基準の見直し、あるいは認定の取消事由の追加ということは必要だと思いますし、これらのことを整備していったとしても、この内容でしたら優良な事業者さんには何らビジネスに支障を来す内容ではないと思います。また、そのページの2つ目の黒い四角のところも大事だと思っておりますし、あと、次のページ、スライド番号18の2つ目のポツの「具体的には」というところの後の認定の有無の確認ですとか本人確認の実施など、これも大変大切なことだと思います。

ヒアリングを聞いて実はびっくりしたのが、認定されていない事業者が存在しているという話に、そうなんですかという、それを確認もなかなか難しいかのような話もあったんですが、現状ルール化されていても、そこすらできてないことに驚いたわけなんですけれども、今回たくさんの被害を出している詐欺の問題に関しましては電気通信事業法の見直しというのがとても明確なやり方だと思っています。

あと一つ、資料の言葉の質問なんですけどよろしいでしょうか。スライド番号5の、その他の上のところに必要な性、公正性、効率性って書いてあるんですけど、公平性の間違いなんじゃないかなって思ったんですけど、公正、なんですか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。確かに参考資料つけさせていただいている21ページ目にもございますけれども、そちらで公平性とさせていただいてございますので、確かにこちらの、すいません、「公正性」のところに関しましては「公平性」が、御指摘いただいておりますとおり、先生が正しいものとなりますので、こちら、申し訳ございません。修正をさせていただきます。

【河村構成員】 スライド番号17の認定基準に、なぜ、こだわったかというのは、私は公平性って、必要性和公平性とか効率性になっているから、公正なところが入ってないんだなってずっと何か頭を整理していたんだけど、私、実は5ページ見たとき、それなら今のままだもいけるじゃないって思っちゃったぐらいなので、分かりました。今はつまり競争の観点から規定されているとこの間、御説明があったところから今、質問させていた

できました。

取りあえず以上です。ありがとうございます。

【森主査】 河村さん、ありがとうございました。

それでは藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。2点ほど確認させていただければと思うんですが、前回途中で退室してしまったので9ページの各事業者の対策について、これ、構成員限りの内容についてはここでは触れませんが、実際この辺り、一部取組が異なっているところあるかと思っているんですが、実際、過去の犯罪というのはこの辺りの対策がとれば防げたものというのは、もしくは取消しに、適切に使われていないことが事前に分かりそうなものの中に含まれているのかどうかというところが、もしこれ、どなたにお聞きするのがいいのか、分からないんですが、総務省さんで把握されていて、こういうことをやれば、もし最終的には防げたんじゃないかという事例がどのくらいあるのかというのがあるのでしたら教えてほしいというのが一つでございます。これ、もし何もこの辺り確認されてないようでしたら、後日とかでも構わないかと思っています。

もう一つは、この認定がされている事業者であっても犯罪で利用された例が幾つかあるという話が以前から出ていると思うんですが、このときの認定というのは、確か認定はちゃんと番号使用計画出して認定されたパターンと、みなしで認定されるパターンと両方あるかと思うんですが、この辺り、どちらのケースで認定されているのかというのが、認定されたところが過去、犯罪に使われたのか。これ、もしかしたら過去のところで議論あったのかもしれないんですが、その辺り、状況分かりましたら教えていただければと思います。

以上、2点でございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、いずれも事務局に対する御質問かと思いますので、お答えをいただければと思います。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。まず1点目、9ページ目に関しての実施項目の件ですけれども、こちらに関しましては第1回のワーキングで警察庁さんから、こういったところも実施していただければ有効ではないかと頂いたところではございますので、そういったところ、全て記載されているかというわけでは、御発言いただいたわけではございませんけれども、この中の実施項目、適用していれば特殊詐欺に対して関与が防げた可能性もあるのではないかなというところでございます。

2点目、特殊詐欺に関与した事業者がどのような認定を受けていたかといったような御質問のところでございますけれども、こちらに関しましては例えば、こちらに記載させていただいております実際に逮捕、起訴されて判決に至った事業者さんですね。こちらに関しましては、みなし認定ではなく、総務省に番号使用計画を提出いただいて、そちらを認定させていただいたと、そういったところでございます。

【藤井構成員】 承知しました。正規の手続きでしっかり認定されているにもかかわらず、こういうのに使われてしまった例があるということかと思っておりますので、これはうまく防ぐ方法を考えないと非常にまずい状況かなと思えました。ありがとうございます。質問については分かりました。今回の方向性については、私自身は方向性、この流れでいいのではないかと思っていますので、細かいところについては次回以降また議論があるのかなと思っていますので、そこで発言させていただければと思っています。

以上でございます。

【森主査】 藤井先生、ありがとうございます。鋭い御指摘を頂いたと思います。それでは、ほかに御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

【平松番号企画室長】 森先生、野口先生から、いただいております。

【森主査】 失礼しました。野口先生、どうぞお願いいたします。

【野口構成員】 ありがとうございます。もう1回発言をさせていただければと思います。今後の議論を進めていく中で、こういうところが論点になるということをブラウズしている会だという前提で、先ほどの整理だと総論に入る議論になるかと思うのですけれども、リクエストとしては特別法を含む、その他制度の中における電気通信事業法の領域というんですかね。役割とか位置づけみたいな話も、ぜひ議論に入れていただけないかと思っております。

そのように発言をさせていただくのは、私はもちろん事業法の中でやり切れていないことがあるのだとすると、それはもちろん事業法を変えたり、または事業法に関わる行政の施策として積極的にやっていかないといけないという意味では、そういう意味では積極派なんですけれども、さはさりながら電気通信事業法とか、その領域というのは魔法の箱ではないので、何でもかんでもここでできるということではないということは確認をしておく必要があると思っております。今日、今、投映していただいている箱の中の3つ目と4つ目のこの関係も慎重に議論する必要があるんじゃないかなと思っております。

番号制度の安全安心、信頼を確保する公正性、効率性を守るという話と、それが犯罪の

予防、取締りと重なる部分はあるのかもしれないですけども、しかし電気通信事業法というのは犯罪予防とか取締りの法律ではないはずであるから、その他の制度の中において電気通信事業法という法律の中でやらないといけないことは、どこからどこまでなのかということとはしっかりと確認もして議論をしないといけないのかなと思いましたが、この辺りの話は総論というところで議論をされることになろうかと思いますが、ぜひ余裕があるようであれば、そういう議論も論点提起していただけるとありがたいなと思ました。

私からは以上です。ありがとうございました。

【森主査】 野口先生、ありがとうございました。重要な御指摘をいただいたと思います。そのお話につきましては私も考えるところがありまして、実は電気通信事業法でやるべきと思っています。それはどうしてかといいますと、電気通信事業法って今、すごい大きく見直しを迫られている法領域だと思うんですね。いろんなことが動きの早いIT化によっていろいろ動いていますので、別にそれはどの分野でも変わらないって言われてしまうとそうなのかもしれないんですけども。

電気通信事業法は、もともと大規模な電気通信設備を持っている事業者を規制する目的で電気通信事業法というネーミングになっているわけなんですけれども、それは他業種でも同じだと言われれば同じかもしれませんが、他方で例えば銀行法みたいに銀行は銀行だとしてできればいいんですけども、電気通信サービス提供者というのは様々なプレーヤーが出てきてしまっていて、しかも設備だったものがソフトウェアになってしまって、完全設備フリーで電気通信サービスを提供しますみたいなのも出てきたりなんかしています。

そういう意味で電気通信サービスとは何かとか、あと、ここの文脈で言いますと電気通信番号ってすごい電気通信事業の基礎的な概念だと思うんですけども、電話番号ですから。電話番号はどのようなものであるべきかということをもう一回考えましょうというのが、このテーマだと思うんですね。

あと、電気通信事業者というのはどういうものなのかということも、ここでは論点になっているので、特別法の必要性ってあるかもしれないんですけど、まずは、この電気通信事業法の基礎的な概念である電気通信番号とか、電気通信事業者というのはどういうものであるべきなんだっけということも、もう一回電気通信事業法の中で、たまたま発生したと言っているのかどうなのか、重大な問題との関係で、それはそれでまずやらないといけないとは思っているわけですので。確かに携帯電話等不正利用防止法みたいなものも後で必要なかもしれませんが、まずは電気通信事業法の問題として、電気通信事業法

サイドでがっつり受け止めていただきたいとは思っています。

【野口構成員】 森先生、ありがとうございます。私多分、森先生と、その点においては認識は同じだと思っていて、特別法にむやみやたらに逃げるべきではないと思っているから、当然、電気通信事業法でやらないといけないことは以前にも発言をさせていただきましたけれども、法律でやり切れていないところはやらないといけないと思っておりますが、時代や社会の変化の中で電気通信事業法という事業法を見直す視点も非常に大切だと思っておりますけれども、ただ、一つの法律で全てをすることはできないと思っております。

私、念頭にあったのは警察法との関係です。警察関係の法律との関係ですけれども、何でもかんでも入れられる、そういう箱ではないけれども、やり切れていないことがまだある、時代の変化の中でこういうこともやっていかないといけないという、そういう前向きな議論もしながら、いま一度、電気通信事業法の見直しを前向きな視点でしていくべきだということにおいては、先生の御意見と変わるものではないと思っております。

ただ、その議論を総論というところでいま一度してから各論に進んでいくという、そういうやり方は必要なのかなと思いました。ありがとうございました。

【森主査】 こちらこそ、ありがとうございました。ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしければ、それでは次の、かなりいろんな御意見を伺うことができたと思っておりますので、本質に迫るようなお話もできたかと思っておりますので、引き続きまして議題2、その他に移りたいと思います。今後の予定について事務局から御説明をお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今後のワーキングについて、お知らせさせていただきます。今後のワーキングに関しましてですけれども、こちらについては別途、御案内させていただきたいと思っておりますので、日程調整はまたさせていただければと思います。

また、本日の議論を踏まえまして、こちら、示させていただいた資料ですけれども、本日の議論を踏まえて必要な修正をさせていただきまして、その上で6月27日に本ワーキンググループの親会であります情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会、こちらにワーキングの内容の中間報告というところでさせていただきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。全体を通しまして最後に何かございましたらお願いいたします。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第3回の会合を閉会いたします。皆様、お忙しい中、御出席をいただきまして、また活発な御意見を頂きましてありがとうございました。